

産業廃棄物の事業場外保管届出書について

項目	内容
○保管の届出の対象となる産業廃棄物	建設工事(※)に伴い生ずる産業廃棄物とする。 (※)建設工事とは、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む土木建築工事をいう。
○産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管	面積が300m ² 以上である場所で行われる保管。
○添付書類	保管届出書には、以下の書類及び図面を添付してください。 ・届け出をしようとする保管場所の使用権原を証する書類として、 <u>不動産登記簿謄本</u> を添付してください。保管場所が借りている土地又は建物である場合は、 <u>不動産登記簿謄本</u> と併せて <u>賃貸契約書の写し</u> 又は <u>使用承諾書</u> も添付する必要があります。 ・保管場所の範囲と面積を明らかにできる <u>平面図</u> と <u>付近の見取り図</u> を添付してください。
○注意事項	産業廃棄物の事業場外保管についても、保管基準が適用されます。 保管基準の内容については、本市HPの「 <u>保管基準</u> 」を参照してください。 http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/hokan_kijun.html

※ご不明の点がございましたら、事業廃棄物課(011-211-2927)へお問い合わせください。